北陸信越運輸局報



平成27年 4月21日(火曜日)

第440号

明日の交通・環境を創造します。 http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

公示

公示第4号

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を 記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

- 1. 申請者の氏名又は名称(住所並びに代表者の氏名省略)
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成27年4月13日

北陸信越運輸局長 德永 泉

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

			事 案	の 概	要	
事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	運賃及び料金 の種類	現 行	申言	圭 月
27 旅第 1 号	有限会社軽井沢観光	長野県B地区	長野県観光ガの概要は別紙		〜運賃の認	设定(事案

別 紙

1. 運賃の種類

長野県観光ガイドタクシー運賃(時間制運賃の割引)

2. 運賃(長野県観光ガイドタクシー専用運賃)

	普通車	
時間	申請額(円)	割引率(%)
2 時間	13, 900	0.4
2 時間半	17, 400	0.0
3 時間	19, 450	6. 7
3 時間半	22, 650	6.8
4 時間	25, 940	6. 5
4時間半	29, 150	6. 6
5 時間	32, 420	6. 4
5 時間半	35,000	8. 1
6 時間	38, 100	8.3
6 時間半	41, 190	8. 5
7 時間	44, 270	8.6
7時間半	47, 370	8. 7
8 時間	50, 460	8.8

	特定大型車	
時間	申請額(円)	割引率 (%)
2 時間	19, 700	0.3
2 時間半	24, 600	0. 2
3 時間	26, 020	11. 9
3 時間半	30, 310	12. 0
4 時間	34, 700	11.8
4 時間半	38, 970	11. 9
5 時間	42, 850	12.8
5 時間半	46, 940	13. 1
6 時間	51, 030	13. 4
6 時間半	55, 100	13. 7
7 時間	59, 170	13. 9
7 時間半	63, 300	14. 1
8時間	67, 400	14. 2

〇 許認可等

■自動車分解整備事業の認証(自動車技術安全部)

認証番号	長認証第392号
認証年月日	平成27年4月15日
事業者名	株式会社エンドウ
事業場名	富士見高原給油所
事業場の所在地	長野県諏訪郡富士見町富士見字原山沢原戸3302番地5
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業
	小型自動車分解整備事業
自動車分解整備事業の種類	普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、小型三輪自動車、
	小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽
	【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第393号
10000000000000000000000000000000000000	
認証年月日	平成27年4月16日
事業者名	株式会社エスクリエート
事業場名	ランナウェイ
事業場の所在地	長野県長野市稲里町田牧字窪田1533番
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業
	小型自動車分解整備事業
自動車分解整備事業の種類	普通自動車(中型)、普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、
	小型四輪自動車、小型三輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普中、普小、普乗、小四、小三、小二、軽
	【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第394号
認証年月日	平成27年4月17日
事業者名	株式会社リアル
事業場名	株式会社リアル
事業場の所在地	長野県塩尻市大字広丘郷原字南原1088番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業
	小型自動車分解整備事業
自動車分解整備事業の種類	普通自動車(中型)、普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、
	小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普中、普小、普乗、小四、小三、小二、軽
	【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

〇行政処分

貨物自動車運送事業者(北陸信越運輸局管内に営業所がある者)の行政処分点数が累積21点以上の事業者(平成27年3月31日現在)

(自動車運送事業安全監理室)

貨物自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般貨物	泉運送株式会社	新潟県上越市福橋字前田 719-4、718-1	72	運転者過労防止義務違反
一般貨物	株式会社アイル	富山県富山市黒崎 491-1	27	無車検運行
一般貨物	新発田陸送株式会社	新潟県新発田市日渡 131	25	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新潟三和運輸有限会社	新潟県三条市大字一ツ屋敷新田 607-1	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	武石運輸株式会社	長野県上田市下武石 30	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	櫻田 貞一	長野県小諸市乙 983-21	23	酒気帯び乗務

■指定自動車整備事業者に対する行政処分(自動車技術安全部)

	又は名称		処分等の種類	4	
処分年月日	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	違反行為の概要	
	向陽モータース有限会社	向陽モータース有限会社	保安基準適合証等の 交付停止15日間	・指定自動車整備事業者	
	長野県上田市真田町本原 7 1 6 番地 1	長野県上田市真田町本原716番地1	 ・道路運送車両法第9 4条の3第1項 ・道路運送車両法第9 4条の6第1項 	は、法令の規定を遵守する体制でなかった。 ・指定整備記録簿に記録 漏れがあった。	

以上